

東京三弁護士会多摩支部

弁護士による出張授業 ～労働法～

身を守るための労働法
弁護士が解説します

有給って？

解雇って？

残業代って？

労災って？



お問い合わせ

東京三弁護士会多摩支部

TEL 042-548-3800



なぜ労働法授業か？

2019年4月1日より、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得、正規労働者と非正規労働者の均等均衡処遇などを定めた**働き方改革関連法**が、順次施行されています。

また、多くの学生が、就職活動をして企業に就職することになりますが、大手企業の新入社員の**過労死**事件のニュースも後を絶ちませんし、就職活動をめぐる「**オワハラ**」（就活終われハラスメント）等に直面する学生はかなりの割合にのぼると思います。

自分の身を守るためにも、労働法に関する正しい知識を身に着ける必要があります。

授業内容

【主な内容】

- ・労働時間・残業代　・有給休暇　・過労死
- ・解雇・退職に関するルール　・就職活動・採用内定
- ・トラブルから身を守る方法　など

※具体的な授業内容は、ご相談によりアレンジできます。

【対象】学部・学年等一切問いません。

【授業形式】

事例をベースとして、学生を適宜指名しながら考えてもらいます。ご要望に応じて、グループディスカッションも可。

【想定コマ数】90分～100分講義×1～2コマ

労働法授業申込書	
FAX送信先：042-548-3808（東京三弁護士会多摩支部宛）	
希望日時	第1希望 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 年 月 日（ ） 第2希望 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 年 月 日（ ）
大学所在地・ 大学・学部名	
学年・人数	年生 人 クラス（別・合同）
ご連絡先 （担当者）	TEL FAX MAIL
講師費用	ご予算 円